

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
警視庁地域部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
庁内各課長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第119号  
令和2年2月27日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長

保護業務における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)

新型コロナウイルス感染症については、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)」(令和2年2月18日付け警察庁丙給厚第5号ほか。以下「官房長通達」という。)において指示がなされているところであるが、下記について留意の上、保護業務に従事する職員の感染防止、保護業務の適切な執行等に努められたい。

#### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- (1) 我が国においても複数の感染者が確認されている状況に鑑み、保護業務に従事する際は、マスクと手袋を着用するとともに、うがい、手洗い及び手指消毒を励行すること。
- (2) 保護に当たっては、感染経路が不明な感染者が発生している現状を踏まえ、幅広く新型コロナウイルス感染症の可能性を念頭に置き、被保護者と一定の距離を確保し不用意に接近しないなどの対応をとること。
- (3) 保護室等の換気装置及び空調設備を適切に使用するほか、被保護者が頻繁に触れた箇所を中心に所要の消毒措置を講じること。
- (4) 被保護者についても体調に応じてマスクの着用を促すこと。

#### 2 体調不良者に対する措置

体調不良を訴える被保護者等については、従前どおり必要に応じて適切に医療につなぐほか、できるだけ速やかにその者の家族、知人その他の関係者に通知してその者の引取りについて必要な手配をすることとし、それまでの間の動静監視を徹底すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」(令和2年2月19日付け警察庁丁給厚発第108号)において通知されている「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に該当すると認められる場合には、

「新型コロナウイルス感染症に係る各種相談窓口の部内共有について（通達）」（令和2年2月26日付け警察庁丁給厚発第121号）により共有されることとなっている各種相談窓口に相談し、その指導に従って必要な措置を講じること。

### 3 被保護者が感染した場合の対応

#### (1) 医師への確認

被保護者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、診断した医師にその者の病状、他者への感染のおそれ、必要な措置等について十分確認し、組織的かつ的確な対応を図ること。

#### (2) 保護場所等への対応

被保護者の保護時の状況を確認の上、各種感染防護具、消毒薬等の装備資機材を活用し、出入りした警察施設、車両、行動経路、接触した物品等に対し、所要の消毒措置を行うこと。

#### (3) 被保護者と濃厚接触した警察職員等に係る対応

被保護者の対応をしていた警察職員等、接触した可能性のある者に対する医療上の対応については、都道府県の保健衛生部門等の指示に従い、必要な措置を講じること。

### 4 保護業務に関連して警察職員が感染した又は感染の疑いがある場合の措置

感染が確認された被保護者の保護に携わった職員については、官房長通達に従って、都道府県の保健衛生部門の指示を受けるなど必要な措置を講じること。

### 5 即報

新型コロナウイルス感染症に被保護者が感染した又は感染の疑いがある場合は、下記担当者宛て報告を行うこと。